

# 業 務 企 画 提 案 説 明 書

- 1 業務の概要
- 2 企画提案を求める具体的内容
- 3 業務企画提案説明書に対する質問に関する事項
- 4 業務企画提案書の提出者に要求される資格
- 5 業務企画提案書の提出者を選定するための基準
- 6 非選定理由に関する事項
- 7 業務企画提案書に関する事項
- 8 業務企画提案書の特定
- 9 非特定理由に関する事項
- 10 その他の留意事項

## 1 業務の概要

### (1) 業 務 名

E B P M推進アドバイザー業務委託

### (2) 業務目的

本県におけるE B P Mの推進に当たり、事業の実証分析・効果検証を見据えた事業実施デザインの作成や対象事業の実証分析・効果検証等、高度な専門性が要求される業務を実施する必要があるため、事業評価やデータ分析を専門とする者に対し、E B P M推進アドバイザーとしてコンサルティング業務を委託するものである。

## 2 企画提案を求める具体的内容

別紙「E B P M推進アドバイザー業務委託仕様書」に基づくものとする。

## 3 業務企画提案説明書に対する質問に関する事項

### (1) 受付期間

令和8年4月1日（水）から令和8年4月10日（金）の午後5時まで

### (2) 受付場所

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県総合政策局政策推進課 推進班

TEL (086) 226-7866 Fax (086) 224-2143

### (3) 受付方法

ファックス又は郵送に限る。

ただし、到達したことを電話で（2）の担当者に確認すること。

### (4) 回答方法

質問を受け付けた日から起算して3日以内かつ業務企画提案書の提出期限の日の前日の午後5時までにファックス等で回答する。

#### 4 業務企画提案書の提出者に要求される資格

令和8年4月1日付け、「EBPM推進アドバイザー業務委託」の参加者の有無を確認する参加意思確認書等の提出に係る公示（以下「公示」という。）5の応募要件を満たす団体であること。

#### 5 業務企画提案書の提出者を選定するための基準

公示6（3）アの提出期間内に提出のあった参加意思確認書（別紙様式第1号）を審査し、公示5の応募要件を満たしている者を業務企画提案書の提出者として選定する。

#### 6 非選定理由に関する事項

- (1) 参加意思確認書を提出した者のうち、業務企画提案書の提出者として選定しなかった者に対し、選定しなかった旨及びその理由（以下「非選定理由」という。）を書面により通知する。
- (2) (1)の通知を受けた者は、通知を受け取った日の翌日から起算して5日以内に、書面により非選定理由についての説明を求めることができる。
- (3) (2)の回答は、非選定理由の説明請求を受理した日の翌日から起算して5日以内に書面により行う。
- (4) 非選定理由の説明請求の受付場所、受付時間及び受付方法並びに回答方法は以下のとおりとする。
  - ア 受付場所 3（2）に同じ
  - イ 受付時間 午前9時から午後5時まで
  - ウ 受付方法 ファックスによる
  - エ 回答方法 ファックスによる

#### 7 業務企画提案書に関する事項

- (1) 業務企画提案書の種類及び提出部数
  - ア 業務企画提案書 5部
  - イ 見積書 1部
- (2) 業務企画提案書の形式及び内容  
別紙様式第2号のとおり
- (3) 問い合わせ先  
3（2）に同じ
- (4) 提出期間  
令和8年4月13日（月）から令和8年4月20日（月）の午後5時まで
- (5) 提出場所  
3（2）に同じ
- (6) 提出方法  
持参又は郵送による（提出期間内に必着のこと）

## 8 業務企画提案書の特定

7（4）の提出期間内に提出のあった業務企画提案書について、別途設置する審査委員会において、次の評価項目ごとに評価を行い、それぞれの評価点の合計が最高点の業務企画提案書を提出した者をEBPM推進アドバイザー業務委託の委託先候補として特定する。

特定された業務企画提案書の提出者（以下「特定者」という。）は、EBPM推進アドバイザー業務委託を行う事業予定者となるものとする。

評 価 項 目	
1	コンサルティング業務の内容等
2	計量経済学等における実証分析・効果検証の実績
3	行政機関に対するコンサルティング業務の実績
4	経費の見積 2,671,600円以内 (消費税額及び地方消費税の額を含む。)

## 9 非特定理由に関する事項

- (1) 提出した業務企画提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨を書面により通知する。
- (2) (1)の通知を受けた者は、通知を受け取った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、書面により業務企画提案書が特定されなかった理由についての説明を求めることができる。
- (3) (2)の回答は、非特定理由の説明請求を受理した日の翌日から起算して5日以内に書面により行う。
- (4) 非特定理由の説明請求の受付場所、受付時間及び受付方法並びに回答方法は以下のとおりとする。
  - ア 受付場所 3（2）に同じ
  - イ 受付時間 午前9時から午後5時まで
  - ウ 受付方法 ファックスによる
  - エ 回答方法 ファックスによる

## 10 その他の留意事項

公示9に同じ

以 上